

参考配布

令和2年7月22日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 松原 哲也

主任中央需給調整事業指導官 井上 英明

課長補佐 森岡 巨博

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

(直通電話) 03(3502)5227

違法な労働者供給に係る労働者派遣事業停止命令及び

労働者派遣事業改善命令並びに職業紹介事業停止命令について

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年7月22日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 島村 正弘
	需給調整事業第二課長補佐 白砂 修
	主任需給調整指導官 澤村 敬太
	主任需給調整指導官 宮内 浩志
	電 話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

違法な労働者供給に係る労働者派遣事業停止命令及び

労働者派遣事業改善命令並びに職業紹介事業停止命令について

東京労働局（局長：土田 浩史）は、下記のとおり、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を営む事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令並びに職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の9第2項に基づく職業紹介事業停止命令を行った。

記

第1 被処分事業主

名 称 スパイラルセンス株式会社（代表取締役 小林 俊夫）
所 在 地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目16番6号 エフワン北参道301号室
許可番号 派13-310810（平成30年7月1日許可）
13-ユ-306125（平成25年9月1日許可）

第2 処分理由 ※事案の概要図について別添1をご参照ください。

1 スパイラルセンス株式会社は、少なくとも平成30年4月2日から令和元年10月24日までの間、A社との間で、実態は労働者供給であるにもかかわらず、業務委託と称する契約を締結し、A社から、自らとの間に雇用関係のない労働者を受け入れ、延べ372人日にわたり、B社の指揮命令下で業務に従事させており、法定の除外事由なく職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を行ったこと。

2 スパイラルセンス株式会社は、少なくとも平成30年5月18日から令和元年10月24日までの間、C社との間で、実態は労働者派遣であるにもかかわらず、業務委託と称する契約を締結し、C社から、自らとの間に雇用関係のない労働者を

受け入れ、延べ334人日にわたり、B社の指揮命令下で業務に従事させており、法定の除外事由なく職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を行ったこと。

また、C社が雇用する労働者を受け入れたことは、労働者派遣に該当することから、

- (1) 労働者派遣法第26条第1項に違反し、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項を定めず、
 - (2) 同法第26条第4項に違反し、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元事業主に対し、労働者派遣受入期間の制限に抵触する日を通知せず、
 - (3) 同法第41条に違反し、派遣先責任者を選任せず、
 - (4) 同法第42条第1項に違反し、派遣先管理台帳を作成せず、
 - (5) 同法第42条第3項に違反し、同条第1項各号（第4号除く）に掲げる事項を派遣元事業主に通知せず、
- 労働者派遣の役務の提供を受けたこと。

3 スパイラルセンス株式会社は、少なくとも平成30年9月21日から令和元年10月24日までの間、D社との間で、実態は労働者派遣であるにもかかわらず、業務委託と称する契約を締結し、D社から、自らとの間に雇用関係のない労働者を受け入れ、延べ261人日にわたり、B社の指揮命令下で業務に従事させており、法定の除外事由なく職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を行ったこと。

また、D社が雇用する労働者を受け入れたことは、労働者派遣に該当することから、労働者派遣法第24条の2に違反し、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたこと。

4 スパイラルセンス株式会社は、少なくとも平成30年7月10日から令和元年10月24日までの間、A社との間で、実態は労働者供給事業であるにもかかわらず、業務委託と称する契約を締結し、A社から、自らとの間に雇用関係のない労働者を受け入れ、延べ286人日にわたり、E社の指揮命令下で業務に従事させており、法定の除外事由なく職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を行ったこと。

第3 労働者派遣事業停止命令の内容

令和2年7月22日から令和2年9月21日まで（2箇月）の間、労働者派遣事業の停止を命ずる。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

1 労働者派遣事業、請負事業のすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 職業安定法第44条
- (2) 労働者派遣法第24条の2
- (3) 同法第26条第1項

- (4) 同法第26条第4項
- (5) 同法第41条
- (6) 同法第42条第1項
- (7) 同法第42条第3項

2 上記(理由)の職業安定法違反及び労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにしたうえで原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

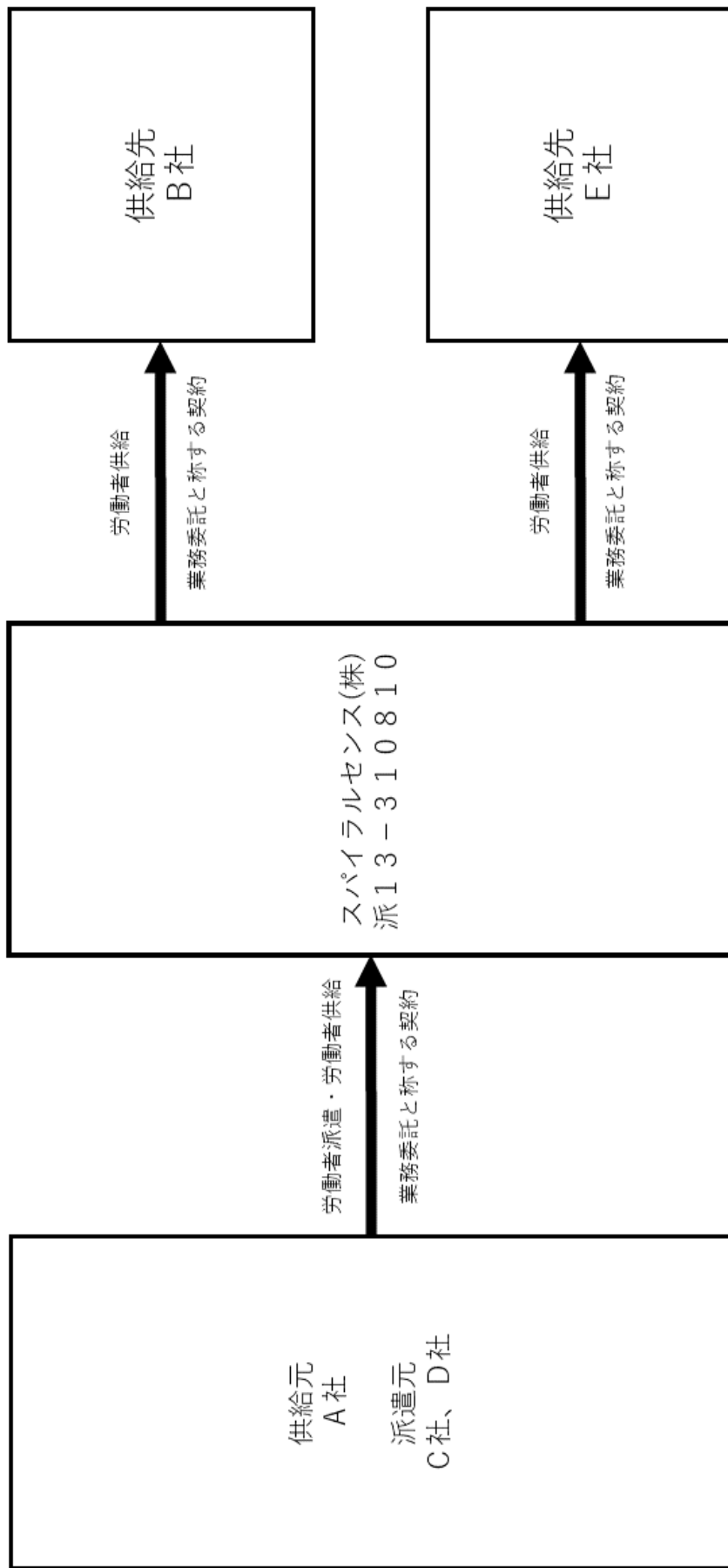
3 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

第5 職業紹介事業停止命令の内容

令和2年7月22日から令和2年8月21日まで(1箇月)の間、職業紹介事業の停止を命ずる。

※職業安定法、労働者派遣法の関係条文は別添2をご参照ください。

【事案の概要図】



○ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（許可の取消し等）

第 32 条の 9 第 1 項 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号いずれかに該当するときは、第 30 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

- 1 第 32 条各号（第 5 号から第 8 号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。
- 2 この法律若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 3 第 32 条の 5 第 1 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第 32 条の 9 第 2 項 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第 2 号又は第 3 号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（労働者供給事業の禁止）

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第 45 条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（許可の取消し等）

第 14 条第 1 項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

- 1 第 6 条各号（第 5 号から第 8 号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。
- 2 この法律（第 23 条第 3 項、第 23 条の 2、第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び次章第 4 節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3 第 9 条第 1 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

4 第 48 条第 3 項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第 23 条第 3 項、第 23 条の 2 又は第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定に違反したとき。

第14条第2項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止)

第24条の2 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

(契約の内容等)

第26条第1項 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 1 派遣労働者が従事する業務の内容
- 2 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地
その他派遣就業の場所並びに組織単位(労働者の配置の区分であって、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)
- 3 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 4 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 5 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 6 安全及び衛生に関する事項
- 7 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 8 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第29条の2において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 9 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 10 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第26条第4項 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣(第40条の2第1項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。)の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けよう

とする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

(派遣先責任者)

第41条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 1 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
 - イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）
 - ロ 当該派遣労働者に係る第39条に規定する労働者派遣契約の定め
 - ハ 当該派遣労働者に係る第35条の規定による通知
- 2 第40条の2第7項及び次条に定める事項に関すること。
- 3 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 4 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 5 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第42条第1項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 協定対象労働者であるか否かの別
- 2 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 3 第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 4 派遣元事業主の氏名又は名称
- 5 派遣就業をした日
- 6 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 7 従事した業務の種類
- 8 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 9 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 10 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
- 11 その他厚生労働省令で定める事項

第42条第3項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(改善命令等)

第49条第1項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第2

3条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。